

## 次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト 助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市が安心・安全で持続可能なまちづくりを進めるうえでの社会課題を提示し、その解決に資する研究開発を行う大学の研究者に助成する「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト（以下「本事業」という。）」の助成金の交付に関し、本事業の事務局である、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が必要な事項を規定するものである。これにより、社会課題の解決とその研究開発成果の社会実装を目指し、大学発ベンチャーの起業・成長の機会の創出等により、京都産業の活性化を推進する。

### (応募対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「応募対象者」という。）は、京都市内に設置されている大学・短期大学において研究（共同研究を含む。）を行っている者とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本事業の対象としない。

- (1) 市町村税を滞納している者。
- (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

### (助成金の額)

第3条 応募対象者が申請する助成金交付申請額の上限は130万円とする。なお、助成金の額は、予算の範囲内において交付する。

### (助成対象経費)

第4条 助成金は、別表1に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払の全てを完了し、証憑等によりその事実を確認できるものについて、予算の範囲内で交付する。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする応募対象者（以下「申請者」という。）は、「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト研究開発提案書（第1号様式。以下「提案書」という。）」に別に定める募集要項に掲げる書類を添えて、当財団に申請する。

### (採択の決定)

第6条 審査委員会において、採択する提案書を選定し、当財団が採択の可否を決定する。なお、審査は非公開とし、審査の途中経過並びに審査結果についての問合せには応じない。

2 当財団は、前項に規定する決定を行ったときは、速やかに「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト採択決定通知書（第2号様式）」又は「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト不採択決定通知書（第3号様式）」により申請者に通知する。

3 当財団は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(助成対象期間)

第7条 助成の対象となる期間は、前条第2項に規定する採択決定日から令和6年2月29日までとする。

(事前着手)

第8条 申請者は第6条第2項に規定する採択決定通知日以前に本事業を実施した場合、助成金の交付を受けることができない。ただし、採択決定通知日以前に事業を実施している場合において、提案書提出時に「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト事前着手届（第4号様式）」及び4月1日以降であって、提案書提出前に支出した経費が分かる資料を当財団に提出したときはこの限りではない。

(変更等の申請)

第9条 第6条第1項の規定により、助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、計画書の内容を変更しようとする場合、速やかに「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト計画変更等（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）」を当財団に提出しなければならない。ただし、次の各号に規定する軽微な変更の場合を除く。

- (1) 助成目的に変更がなく、より効率的な助成目的の達成に役立つと考えられる場合
- (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 当財団は、前項に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認又は不承認を決定し、「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト計画変更承認（不承認）通知書（第6号様式）」により、助成対象者に通知する。
- 3 当財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成事業等の遂行)

第10条 助成対象者は、助成事業の一部を委託する者等に対し、助成金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって当該事業を行わせ、助成金を他の用途へ使用することのないようにさせなければならない。

(報告、検査及び指示)

第11条 当財団は、必要があると認めるときは、助成対象者に対し、助成金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 助成対象者は、当財団から前項による指示があった場合、遂行状況について、「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト事業遂行状況報告書（第7号様式）」を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成対象者は、事業の完了日から20日を経過した日、又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに、「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト実績報告書（第8号様式）」及び所定の添付書類を当財団に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第13条 当財団は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定したときは、「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付額決定通知書（第9号様式）」により助成対象者に通知する。
- 2 当財団は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成決定額を超える経費について返還を命ずるものとする。
- 3 前項の助成金の返済期限は、当該通知のなされた日から30日以内とする。

(助成金の支払)

- 第14条 助成金の支払は、助成金の額を確定した後に、助成対象者が指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、当財団は、助成対象者から「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト概算払請求書（第10号様式）」により請求があるときには、その必要性を認める場合に限り、概算払を行うことができる。

(財産の管理等)

- 第15条 助成対象者は、本事業による取得財産等について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 助成対象者は、取得財産等について、当財団が定める期間は処分してはならない。また、当財団が定める期間を経過する前に取得財産等を処分することにより収入があったときは、当財団に書面で報告し、当財団の請求に応じその収入の一部を当財団に納付しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第16条 前条第2項に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。
- 2 助成金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、「取得財産等処分承認申請書（第11号様式）」を当財団へ提出し、承認を得なければならない。

(関係書類の整備)

- 第17条 助成対象者は、助成事業等に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、5年間保存しなければならない。
- 2 助成対象者は、前項の規定による書類の整備に当たっては、助成事業等と助成金等の交付の対象とならない事務又は事業とを明確に区分することができるようにしなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第18条 当財団は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、交付予定額もしくは確定交付額を変更し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱又はこれに基づく交付条件もしくは当財団の指示に違反したとき
- (2) この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 助成金を使用せず、又は助成金の交付の目的に反して使用したとき
- (4) その他不正があったとき

(その他必要な条項)

第19条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は当財団が別に定める。

附 則

この要綱は決定の日から施行する。

別表1（第4条関係）

費用区分	内 容	備 考
設備・備品費	計測機器、実験器具等の物品の購入に要する経費など	直接経費の50%まで
消耗品費	試験薬、文房具等の物品の購入に要する経費など	
労務費、謝金	研究開発補助アルバイトへの賃金など	
旅費・交通費	研究開発に係る国内での移動経費など	国外の経費は対象外
その他の費用	学会参加費、外注加工費など	
間接経費	大学の規定に基づく間接経費	

※国府等の実施する他の助成事業で採択済、申請済又は申請予定の経費は対象外となります。

#### 対象経費とならない経費

- ・助成対象期間内までに支払いを終えない経費
- ・大学研究者及び共同研究者的人件費
- ・特許出願等に当たり官公庁へ支払う出願料・手数料等
- ・大学研究者（共同研究者を含む）以外の者に関わる旅費・交通費
- ・振込手数料、代引手数料
- ・建物等施設の建設・改築、不動産取得に関する経費
- ・研究開発期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
- ・主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注又は委託する経費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、記録媒体等）の購入費
- ・研究開発に関連のない経費

第1号様式（第5条関係）

年　月　日

(宛先) 公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

応募者 所在地 〒

名 称 (大学名)

研究開発代表者 (職・氏名)

## 次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト 研究開発提案書

次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第5条の規定により提案書を提出します。

社会課題テーマ番号（該当する番号に☑してください。）

<input type="checkbox"/>	①防災・減災の推進に寄与する技術の開発
<input type="checkbox"/>	②脱炭素化を推進する技術の開発
<input type="checkbox"/>	③インフラ整備等に活用可能な技術の開発
<input type="checkbox"/>	④農林業の振興に寄与する技術の開発

### 1 応募者の概要

( フ リ ガ ナ ) 氏 名		
所 属 及 び 役 職		
連 絡 先	住 所	〒
	電 話 番 号	— —
	E - m a i l	
	U R L	
連 携 先	(連携先がある場合は記載してください。)	
研 究 開 発 実 績 等	(本件研究開発に関する研究開発実績等を記載してください。)	

## 2 研究開発費の内訳

費　目	内　訳	金額（千円）
設備・備品費 <u>(直接経費の50%まで)</u>		
消耗品費		
労務費・謝金		
旅費・交通費		
その他費用		
間接経費		
合計		

## 3 応募する社会課題に関する応募者の実績（連携先を含む。）

論文発表の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（「有」の場合、代表論文の写し2部を添付してください。この欄には、題名、全著者名、掲載雑誌名、巻、年、ページを記載してください。）
特許出願の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（「有」の場合、代表特許の写し2部を添付してください。この欄には、出願又は公開番号、名称、発明者名、出願人名を記載してください。）

#### 4 研究開発の概要（5～9までの要約）

（1）研究開発の概要を300文字以内で要約し、御記入ください。

（選択した社会課題の解決に向け、実施する研究開発の概要を記載してください。）

（2）研究開発実施計画を300文字以内で要約し、御記入ください。

（研究開発実施計画を研究の流れが分かるように要約して記載してください。）

#### 5 研究開発の内容（A4 1枚以内）

（選択した社会課題への対応方法、技術内容、新規要素、助成期間における到達目標等を簡潔に記載してください。）

**6 社会課題の解決への手法（A4 1枚以内）**

(研究開発の内容が、選択した社会課題の解決にどのようにつながるか、具体的に記載してください。)

**7 研究開発成果の社会実装の可能性（A4 1枚以内）**

(研究開発の成果となる技術や製品について、どのように社会実装を図っていくか、時期や目標等について具体的に記載してください。)

**8 波及効果（A4 1枚以内）**

（研究開発の成果が、地域経済の活性化にどのように寄与するか、どのように新たな社会的・経済的価値を創出するか、具体的に記載してください。）

**9 研究開発実施計画（A4 1枚以内）**

（社会課題の解決に向け、成果を得るために、どのように研究開発を実施していくのか、計画を具体的に記載してください。）

第2号様式（第6条関係）

年　月　日

法人にあっては名称  
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所  
理事長　西本清一

**次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
採択決定通知書**

年　月　日付けで提出のありました次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト研究開発提案書について、審査のうえ、下記のとおり決定いたしましたので、次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1　審査結果　　採択

2　備　　考　　後日、当財団から計画内容等の協議に係る連絡をいたします。

第3号様式（第6条関係）

年　月　日

法人にあっては名称  
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所  
理事長　西本清一

**次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
不採択決定通知書**

年　月　日付けで提出のありました次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト研究開発提案書について、審査のうえ、下記のとおり決定いたしましたので、次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

審査結果　　不採択

第4号様式（第8条関係）

年　月　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在 地  
名 称  
代表者 役職名  
氏 名  
電 話

次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
事前着手届

年　月　日付けで提出しました次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト研究開発提案書について、採択決定前に事業に着手しますので、次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた助成金額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事前着手の理由

2 着手（予定）年月日 年　月　日

第5号様式（第9条関係）

年　月　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在 地  
名 称  
代表者 役職名  
氏 名  
電 話

次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
計画変更等（変更・中止・廃止）承認申請書

年　月　日付けて採択決定のあった次世代産業×大学発ベンチャー社会課題  
□変更  
解決のための技術開発プロジェクトについて、下記のとおり □中止 したいので、次世  
□廃止  
代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第  
9条の規定により申請します。

記

1 変更（変更・中止・廃止）の理由

2 変更（変更・中止・廃止）の内容

第6号様式（第9条関係）

年　月　日

法人にあっては名称  
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所  
理事長　西本清一

**次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
変更承認（不承認）通知書**

年　月　日付けで変更承認申請のありました次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金につきまして、次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第9条の規定により承認（不承認）と決定しましたので通知します。

記

1 承認（不承認）の内容

2 承認（不承認）の理由

第7号様式（第11条関係）

年　月　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在 地  
名 称  
代表者 役職名  
氏 名  
電 話

**次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
事業遂行状況報告書**

年　月　日付けで採択決定通知のありました次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金の遂行状況につきまして、次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 助成事業の遂行状況（※準備進捗状況等の具体的な内容を記載すること。）

2 助成対象経費の使用状況（※証拠書類を添付すること。）

第8号様式（第12条関係）

年　　月　　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在 地  
名 称  
代表者 役職名  
氏 名  
電 話

次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
実績報告書

年　　月　　日付けで採択決定通知のあった次世代産業×大学発ベンチャー社会  
課題解決のための技術開発プロジェクト助成金について、下記のとおり事業を実施しま  
したので、次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
助成金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- |            |   |   |   |
|------------|---|---|---|
| 1 助成金交付決定額 | 金 | 円 |   |
| 2 助成対象経費   | 金 | 円 |   |
| 3 事業完了年月日  | 年 | 月 | 日 |
| 4 添付資料     |   |   |   |
- (1) 実施報告書  
(2) 助成対象経費明細書  
(3) 収支明細書（受払簿、債務計上票など）  
(4) 収支明細書類（見積書、納品書、請求書など）

第9号様式（第13条関係）

年　　月　　日

法人にあっては名称  
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所  
理事長　西本清一

**次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
助成金交付額決定通知書**

次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付  
要綱第13条の規定により下記のとおり助成金交付額を決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定額　　金　　円

2 備　　考　　速やかに請求書を提出してください。

第10号様式（第14条関係）

年　月　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在 地  
名 称  
代表者 役職名  
氏 名  
電 話

**次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト  
概算払請求書**

年　月　日付けで交付決定のあった次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金について、次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第14条の規定の規定により下記のとおり概算払を請求します。

記

1	助成金交付決定額	金	円
2	今回請求額	金	円
3	残 額	金	円
4	理 由		

第11号様式（第16条関係）

年　月　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在 地  
名 称  
代表者 役職名  
氏 名  
電 話

### 取 得 財 産 等 处 分 承 認 申 請 書

年　月　日付けで交付額決定通知を受けた次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクトにより取得した財産を処分するため、次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発プロジェクト助成金交付要綱第16条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 取得財産の種類

2 取得年月日 年　月　日

3 交付額決定額 金 円

4 処分の理由

5 添付書類

(参考様式)

## 請求書

金額				百	十	万	千	百	十	円
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

ただし、「次世代産業×大学発ベンチャー社会課題解決のための技術開発  
プロジェクト助成金」として

上記の金額を請求します。

年　月　日

公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

請求者

所在地  
名称（法人名）  
代表者役職名  
氏名

本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 および預金種別	銀行 信用金庫	支店	普通 当座	第	号
口座名義	(フリガナ)				